

入札説明書

南部中核拠点 道路予備設計業務委託

第1－委－8号

令和 8年 7月

奈良県総務部知事公室防災統括室

入 札 説 明 書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札の手続

(1) 入札書提出期間

入札書は入札公告第3に示す期間内に提出してください。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。

(2) 入札書の提出について

ア 入札書は、書留郵便により提出してください。

イ くじをする場合に使用するくじ番号を入札書に記載してください。

ウ 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「8月5日開札（南部中核拠点 道路予備設計業務委託、第1-委-8号）入札書在中」と朱書きし、中封筒には入札書を入れ、封印等の処理をし、奈良県総務部知事公室防災統括室長あての親展としてください。また、中封筒の表に入札書と明記し併せて業務番号及び業務名を記載してください。

エ 一度書留郵便により提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

オ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (5) 書留郵便でない入札

4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

「くじ」の実施方法は以下のとおりとします。

ア 落札者となるべき同額の入札をした者（以下「くじ対象者」といいます。）の入札日（表封筒に印字された郵便局の受付日※1）の早い順に、くじ対象者に対し番号（以下「抽選番号」といいます。）を割り当てます。番号が同数の場合、書留番号※2の下4桁の小さいものから順に割り当てるとします。

イ くじ対象者が入札書に記載したくじ用の番号（以下「くじ番号」といいます。）をすべて加算します。なお、くじ番号が未記入の場合は「0」とみなします。

ウ くじ番号の合計値をくじ対象者で除算したときの余りの値に1を加算した数と抽選番号が一致した者を落札者とします。

※1 受付日が印字されていない場合は、担当部課等で入札書を受け付けた日とします。

※2 書留番号は、書留郵便において日本郵便が配達記録管理に使用している番号とします。

<例>

業者名	入札書の 金額	入札日 (表封筒に印字された郵便局の受付日※ 1)	書留番号の 下 4 桁	くじ 番号	くじ 対象者	抽選 番号
A 社	5,000,000	2025. 10. 6	1234	001	○	1
B 社	7,000,000	2025. 10. 7	4567	234	×	
C 社	5,000,000	2025. 10. 8	8901	056	○	3
D 社	5,000,000	2025. 10. 8	0123	089	○	2

くじ番号の合計値＝0 0 1＋0 5 6＋0 8 9＝1 4 6

(くじ番号の合計値) ÷ (くじ対象者数) ＝ 1 4 6 ÷ 3 ＝ 4 8 余り 2 2 + 1 = 3

落札者は抽選番号「3」のC社となります。

ただし、落札者の決定については、一時保留し、競争入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定します。落札者の決定後、開札録を奈良県防災統括室ホームページに掲載します。

- (2) 最低価格で入札を行った場合であっても、競争入札参加資格の確認の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

5 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 競争入札参加資格確認申請書(様式S 1)

入札公告第2の1に掲げる資格について、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日号外建設省告示第717号。以下同じ。)第2条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を様式S 1に記載し、同規程第7条の規定による現況報告書(直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの)の表紙の写しを添付してください。

イ 業務実績報告書(様式S 2)

入札公告第2の3に掲げる業務実績等について、様式S 2に記載してください。その業務実績を確認する資料として、当該業務がテクリスに登録されている場合は、テクリス完了登録(登録内容確認書(業務実績))等の写し等を添付してください。

登録されていない場合は、記載した業務の履行実績が確認できる契約書、設計書又は仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。

これらによることができない場合は、業務の内容が確認できる業務履行証明書(様式S 2-2)を添付してください。なお、当該様式の1～5の事項について確認できるものであれば、必ずしも当該様式でなくてもかまいません。

ウ 配置予定技術者の資格等に関する報告書(様式S 6-1、様式S 6-2)

入札公告第2の4に掲げる資格等があることを示す書面を様式S 6-1及び様式S 6-2により作成してください。その内容を確認できる資料として、資格等を証する

書面の写し及び雇用関係を証明する書類を添付してください。ただし、照査技術者について再委託する場合は、再委託先との雇用関係にあることを証明する書面を添付してください。

なお、管理技術者については、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係（代表者可）にある者でなければなりません。

（2）提出部数 各1部

（3）提出期限 入札公告第3に示す期限までに提出してください。

＊ 期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

＊ 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

（4）提出方法 持参又は電子メールにより提出してください。

（5）提出書類の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

6 業務委託費内訳書に関する事項

（1）入札金額の内訳書は「業務委託費内訳書」様式を使用してください。

（様式ダウンロードページ）

<https://www.pref.nara.lg.jp/n133/4426.html>

（2）業務委託費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、業務番号、業務名、業務場所並びに商号又は名称及び所在地を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。

（3）業務委託費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オに該当する場合は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 業務委託費内訳書を提出しない場合

イ 業務委託費内訳書の「業務価格（入札書記載金額）」欄に記載される金額が「入札書」に記載される金額と一致していない場合

ウ 業務委託費内訳書における項目の計及び合計の計算が間違っている場合

エ 業務委託費内訳書において仕様書に示された項目の金額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

（4）提出期限 入札公告第3に示す期限までに提出してください。

＊ 一度提出された内訳書を、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

＊ 期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

＊ 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

7 聞き取り

必要に応じて提出書類等について聞き取りを実施します。聞き取りに応じない場合は、

失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

8 技術者の配置

落札者は5の(1)のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

業務の実施にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合により、同等以上の技術者に変更する場合に限ります。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

9 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を11に記載の提出先に電子メールで提出してください。

10 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県総務部知事公室防災統括室南部中核拠点整備係

電 話 0742-27-8091

11 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先（落札者のみ）

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県総務部知事公室防災統括室南部中核拠点整備係

電 話 0742-27-8091

メールアドレス bosai@office.pref.nara.lg.jp